

写真付き住基カードについて

【内容】

写真付き住基カードの表記が、番地までしか表記できず、アパート名や部屋番号まで表記できないと言われました。身分証明書として利用できないのではないのでしょうか。また、カードを作る前、なぜ窓口でこういう説明がないのでしょうか？せめて、部屋番号だけでも記載できるよう早急に対応願います。

【回答】

田辺市の住民票は、住所欄に「新屋敷町1番地」、方書欄「〇〇アパート 301号」という形で、データを持っています。一方、住居表示が実施された町で、3階建て以上の建物にお住まいの方については、アパートの部屋番号までを住所欄に載せるように決められているため、住所欄だけでアパートの部屋番号までが分かるようになっていきます。

昨今の高層・集合住宅の増加とともに、現在の地番表示だけでは郵便の配達に支障をきたすおそれがでてきたため、平成15年に方書表示に関する調査を行いました。その結果、住所欄にアパート名や部屋番号まで載せることを希望された方は2割で、残りの8割の方は住所欄への記載を希望されませんでした。これらのことを受け、田辺市では、アパート名等は方書という形でデータを持つことにし、住民票発行の際にご希望があれば、方書をいれた住民票を発行しています。

住居表示がまだ実施されていない町にお住まいの方は、住所は番地までの記載となります。部屋番号だけでも記載できないかとお話でしたが、現在の田辺市のシステムでは住所欄の桁数に制限があるので難しい状況です。

写真付き住民基本台帳カードの表面は、住所のみ記載するように決められており、方書については記載できないため、カードの裏面に改めて住所追記とさせていただくことで、対応させていただきます。

カード作成の際に方書が入らない旨の説明がなかったことについては、お詫び申し上げますとともに、今後このようなことがないように努め、ホームページにも掲載して、市民の方に周知してまいります。

(担当：市民課)